



佐賀県公報

平成18年
8月9日
(水曜日)
第 12790号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 青少年に有害な図書等の指定
(五〇六・こども課) 一
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更
(五〇七・地域福祉課) 二
- 生活保護法に基づく医療機関の指定
(五〇八・〃) 二
- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定
(五〇九・〃) 三
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定
(五一〇・〃) 五
- 生活保護法に基づづく福祉用具の給付を担当させる機関の指定
(五一一・〃) 五
- 生活保護法に基づづく介護予防を担当させる機関の指定
(五一二・〃) 六
- 生活保護法に基づづく介護予防支援計画の作成を担当させる機関の指定
(五一三・〃) 四
- 生活保護法に基づづく介護予防福祉用具の給付を担当させる機関の指定
(五一四・〃) 五
- 介護保険法に基づづく指定介護予防機関の事業所及び開設者の名称の変更
(五一五・〃) 五
- 介護保険法に基づづく指定介護サービス事業所の所在地の変更
(五一六・長寿社会課) 五
- 介護保険法に基づづく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更
(五一七・〃) 五
- 介護保険法に基づづく指定居宅介護支援事業の廃止
(五一八・〃) 六
- 道路の区域の変更
(五一九・道路課) 六
- 道路の供用開始
(五二〇・〃) 六

- 台帳管理システムの設置環境の借り入れに係る制限付一般競争入札
(情報・業務改革課) 二
- 道路の区域の変更
(五二一・〃) 六
- 道路の供用開始
(五二二・〃) 七
- 公 告

- X線ビームモニターシステムの購入に係る一般競争入札
(新産業課) 二
- 換地を非農用地区域内に定めるべき土地の指定
(農地整備課) 三
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定
(建築住宅課) 三
- 佐賀県交通安全計画の要旨の公表
(佐賀県交通安全対策会議) 三
- 正誤報
(監査委員事務局) 二
- 平成十八年六月十四日付け佐賀県公報号外第一号別冊中訂正
(監査委員事務局) 二
- 佐賀県告示第五百六号
佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。
平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-103	LADY'S COMIC 衝撃の体験告白 Vol.2 海つりガイド 9月号増刊	(有)つり案内社	01820-09 ①-2006.9/22	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18-104	漫画 ダイナマイト 9月号	辰巳出版(株)	05979-9	
"	18-105	COMIC 失楽天 COMIC 快楽天 9月号増刊	(株)ワニマガジン社	13878-9 ①-2006-9/20	
"	18-106	オトナの実名では話せない秘密の告白 9月号	雄出版(株)	02195-09	
"	18-107	COMIC 快楽天 華漫 Yha! Hip&Lip 9月号増刊	(株)ワニマガジン社	08878-9 ①-2006-9/21	
"	18-108	漫画 オリンピア 9月号	辰巳出版(株)	07587-9	
"	18-109	別冊プラザ 列島美人 VOL.4 漫画プラザ 9月号増刊	(株)蒼竜社	07814-9/1 ①-2006-9/18	
"	18-110	ロシアン王キング VOL.06 ナマしてッ!!いいよ 9月増刊号	マイウェイ出版(株)	06878-9 ①-2006-10/19	
"	18-111	月刊 メルフレボンバー NO-064 9月号	KKベストセラーズ	08513-09	
"	18-112	@BUNTA あっと・ぶんた! 9月号	(株)コアマガジン	11537-09	
"	18-113	BOMBER SUPERLADY VOL.06 月刊 メルフレボンバー 8月号増刊	KKベストセラーズ	08514-08 ①-2006.9/18	
"	18-114	別冊Street SUGAR Street SUGAR 9月号増刊	(株)サン出版	04168-09 ①-2006-9/18	
"	18-115	ザ・ベストMAGAZINE No.268 9月号	KKベストセラーズ	14003-09	

●佐賀県告示第五百七号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川康

一 廃止医療機関

名 称	所 在 地	廢止年月日
堤産婦人科	唐津市佐志浜町四〇九六番地一	平成一八・五・二七
増田歯科医院	西松浦郡有田町大木宿乙八四三番地二三	平成一八・七・一

二 変更医療機関

名 称	所 在 地	變更新年月日
おおかわの訪問看護ステーション	伊万里市大川町大川野字片竹三一	平成一八・六・一
まつうら訪問看護ステーション	伊万里市松浦町山形四八一二番地	平成一八・六・一

●佐賀県告示第五百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川康

名 称	所 在 地	指定年月日
田口医院	西松浦郡有田町大木宿乙八四三番地二	平成一八・七・一
マスダ小児矯正歯科医院	武雄市武雄町大字富岡八三〇〇番地	平成一八・六・一

桑原歯科光のクリニック	伊万里市立花町三九九七番地四
山本薬局	小城市小城町一七四番地一
有限会社酒井薬局唐津バ イバス店	唐津市浜玉町横田下九三七番三
	平成一八・五・一

◎佐賀県告示第五百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川康

(一) 指定年月日 平成十八年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人啓心会

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイケアなないろ

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

(二) サービスの種類 通所リハビリテーション

指定年月日 平成十八年四月一日

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人元生會

所在地 唐津市町田二千三百九十八番地二

(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 こはる園やぶた

所在地 唐津市養母田十二番地三

(一) サービスの種類 通所介護

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社バリアフリーLife

所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスひだまり万葉の里

所在地 唐津市山田四千二十五番地一

(一) サービスの種類 通所介護

指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社バリアフリーLife

所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスひだまり万葉の里

所在地 唐津市神集島二千七百八十九番地四十七

(一) サービスの種類 通所介護

指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社バリアフリーLife

所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームひだまり

所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

(一) サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社バリアフリーLife

(三) 所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 グループホームひだまりとうげ庵	(三) 所在地 神埼市千代田町直鳥百五番地八 サービスの種類 訪問介護
(二) 所在地 唐津市山田四千二十五番地一 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人からつ福祉会	(二) 所在地 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 有限会社ダイシン
(三) 所在地 唐津市栄町二千五百八十八番地十九 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 潮莊デイサービス	(三) 所在地 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスセンターこころ
(二) 所在地 唐津市鎮西町打上三千七十五番地一 サービスの種類 認知症対応型通所介護 指定年月日 平成十八年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有限会社千寿園	(二) 所在地 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 株式会社エヴァ
(三) 所在地 佐賀市北川副町大字光法千五百九十三番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 グループホーム長寿の里相知	(三) 所在地 福岡市博多区山王一丁目二番三十号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 エヴァ西九州
(二) 所在地 唐津市相知町大字黒岩五百十八番地二 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十八年六月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 特定非営利活動法人心善会	(二) 所在地 伊万里市二里町大里乙七十四番地一 サービスの種類 福祉用具貸与 指定年月日 平成十八年六月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有限会社サンライズ
(三) 所在地 神埼市千代田町直鳥百五番地八 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 特定非営利活動法人心善会	(三) 所在地 佐賀市神野東三丁目三番六号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスサンライズ
(三) 所在地 佐賀市神野東三丁目三番六号 サービスの種類 通所介護 指定年月日 平成十八年四月一日	

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 太良町

所在地 藤津郡太良町大字多良一一番地六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 町立太良病院

所在地 藤津郡太良町大字多良千五百二十番地十一

サービスの種類 居宅療養管理指導

●佐賀県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十八年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ダイシン

所在地 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ディサービスセンターこころ

所在地 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地

指定年月日 平成十八年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人清友会服巻医院

所在地 唐津市船宮町二千五百八十八番地三

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所ハートランド

三 (一) 所在地 唐津市船宮町二千五百八十八番地三
指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社プラス

所在地 鳥栖市村田町六百四十一番地二

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所すこやか

所在地 鳥栖市村田町五十三番地八

●佐賀県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための特定福祉用具販売を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社エヴァ

所在地 福岡市博多区山王一丁目二番三十号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 エヴァ西九州

所在地 伊万里市二里町大里乙七十四番地一

指定年月日 平成十八年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社プロモーターサイクル西日本

所在地 福岡市城南区樋井川二丁目二番二十九号

(三) 事業所の名称及び所在地

◎佐賀県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ライフコンプリート

所在地 佐賀郡東与賀町二百二十四番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 通所介護紀水苑

所在地 武雄市北方町志久五千八百三十四番地二

サービスの種類 介護予防通所介護

指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ライフコンプリート

所在地 佐賀郡東与賀町二百二十四番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 訪問介護紀水苑

所在地 佐賀郡東与賀町二百二十四番地一

サービスの種類 介護予防訪問介護

指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ライフコンプリート
所在地 佐賀郡東与賀町二百二十四番地一
事業所の名称、所在地及びサービスの種類

(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 通所介護紀水苑

所在地 佐賀郡東与賀町二百二十四番地一
サービスの種類 介護予防通所介護

(二) (一) 指定年月日 平成十八年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人東方会

所在地 伊万里市二里町大里乙四百三番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンター瑠璃光苑

所在地 伊万里市二里町大里乙四百三番地一

サービスの種類 介護予防訪問介護

(二) (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人敬和会持田病院

所在地 武雄市武雄町大字武雄五千八百五十八番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 持田病院デイサービスセンター

所在地 武雄市武雄町大字武雄五千八百五十八番地一

サービスの種類 介護予防通所介護

(二) (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人敬和会持田病院

所在地 武雄市武雄町大字武雄五千八百五十八番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 訪問介護紀水苑

所在地 佐賀郡東与賀町二百二十四番地一

サービスの種類 介護予防訪問介護

指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 訪問介護紀水苑

所在地 佐賀郡東与賀町二百二十四番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

十 (一) 指定年月日 平成十八年六月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
十一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
十二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
十三 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

十六

十五

十四

(三)

所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一
事業所の名称、所在地及びサービスの種類名称 デイサービスひだまりとうげ庵
所在地 唐津市山田四千二十五番地一
サービスの種類 介護予防通所介護

指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社バリアフリーアルife
所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスひだまり万葉の里
所在地 唐津市神集島二千七百八十九番地四十七

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社バリアフリーLife
所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームひだまり
所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護
所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限公司バリアフリーLife
所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護
所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームひだまりとうげ庵
所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

二十

十九

十八

十七

所在地 唐津市山田四千二十五番地一
サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護
指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会
所在地 唐津市元旗町八百十七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 指定通所介護寿楽荘
所在地 唐津市西旗町七番一号

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 指定通所介護寿楽荘
所在地 唐津市元旗町八百十七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 指定通所介護寿楽荘
所在地 唐津市西旗町七番一号

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人森本病院
所在地 唐津市坊主町四百四十一番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人森本病院グループホームかもめ
所在地 唐津市坊主町四百四十五番地五

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護
所在地 唐津市佐志千百四十六番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

(三)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)
所在地	三養基郡基山町大字園部二千三百七十七番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 寿楽園ホームヘルプサービス	所在地 神埼市千代田町直鳥百五番地八 サービスの種類 介護予防訪問介護	所在地 神埼市千代田町直鳥百五番地八 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 特定非営利活動法人心善会	所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一 サービスの種類 介護予防訪問介護	所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 インターケア佐賀訪問看護ステーション	所在地 唐津市相知町中山三千七百八十番地二 サービスの種類 介護予防通所介護
所在地	唐津市相知町中山三千七百八十番地二 サービスの種類 介護予防通所介護	指定年月日 平成十八年四月一日	指定年月日 平成十八年六月一日	申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 特定非営利活動法人心善会	所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一 サービスの種類 介護予防訪問介護	所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 インターケア佐賀訪問看護ステーション	所在地 唐津市相知中山デイサービスセンター 名 称
所在地	唐津市相知中山デイサービスセンター 名 称	指定年月日 平成十八年四月一日	指定年月日 平成十八年六月一日	所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 インターケア佐賀訪問看護ステーション	所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一 サービスの種類 介護予防訪問介護	所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 インターケア佐賀訪問看護ステーション	所在地 唐津市相知中山デイサービスセンター 名 称

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人寿楽園	(二) 所在地 三養基郡基山町大字園部二千三百七番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 訪問看護ステーション寿楽	(三) 所在地 三養基郡基山町大字園部二千三百七番地 サービスの種類 介護予防訪問看護 指定年月日 平成十八年四月一日
(二) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人寿楽園	(二) 所在地 三養基郡基山町大字園部二千三百七番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 社会福祉法人寿楽園	(二) 所在地 三養基郡基山町大字園部二千三百七番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 寿楽園デイサービスセンター
(三) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人寿楽園	(三) 所在地 三養基郡基山町大字園部二千三百七番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 寿楽園デイサービスセンター	(三) 所在地 三養基郡基山町大字園部二千三百七番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 寿楽園デイサービスセンター
(四) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人寿楽園	(四) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人寿楽園	(四) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人寿楽園

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 寿楽園短期入所サービス 所在地 三養基郡基山町大字園部二千三百七番地	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 医療法人光仁会 所在地 伊万里市山代町楠久八百九十番地二
(一) 指定年月日 平成十八年六月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人寿楽園 所在地 三養基郡基山町大字園部二千三百七番地	(一) 指定年月日 平成十八年七月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 おおかわの訪問看護ステーション 所在地 伊万里市大川町大川野字方竹三千百四十三番地一
(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人寿楽園 所在地 三養基郡基山町大字園部二千三百七番地	(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 株式会社エヴァ 所在地 福岡市博多区山王一丁目二番三十号
(一) 指定年月日 平成十八年六月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 ケアハウスあおぞら 所在地 三養基郡基山町大字園部二千三百七番地	(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 工ヴァ西九州 所在地 伊万里市二里町大里乙七十四番地一
(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有限会社ダイシン 所在地 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地	(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人清友会服巻医院 所在地 唐津市船宮町二千五百八十八番地三
(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 デイサービスセンターこころ 所在地 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地	(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人清友会服巻医院 所在地 唐津市船宮町二千五百八十八番地三

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地	(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地
(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地	(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地
(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地	(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地
(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地	(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地
(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地	(一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 佐賀市巨勢町修理田七百八十九番地

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 グッドフィールド有限会社 所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ケアサービス童夢 所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社プラス 所在地 鳥栖市村田町六百四十一番地二 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 指定訪問介護すこやか 所在地 鳥栖市村田町五十三番地八 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十八年七月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人社団如水会 所在地 鳥栖市村田町六百四十一番地二 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人社団如水会
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人社団江	(一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護予防通所リハビリテーション事業所ヘルスケア水ヶ江 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬千二百四十番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人社団敬愛会 所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 通所リハビリテーション「いまむら」 所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人社団敬愛会 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬千二百四十番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護予防短期入所療養介護事業所ヘルスケア水ヶ江 所在地 佐賀市水ヶ江二丁目七番十六号 サービスの種類 介護予防短期入所療養介護 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人社団敬愛会 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬千二百四十番地一	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 社会福祉法人嬉野町社会事業助成会 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲二千八十八番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ヘルパーステーションうれしの

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 介護予防居宅サービス事業所ヘルスケア水ヶ江 所在地 佐賀市水ヶ江二丁目七番十六号 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人社団敬愛会 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬千二百四十番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護予防通所リハビリテーション事業所ヘルスケア水ヶ江 所在地 佐賀市水ヶ江二丁目七番十六号 サービスの種類 介護予防短期入所療養介護事業所ヘルスケア水ヶ江 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 介護予防居宅サービス事業所ヘルスケア水ヶ江 所在地 佐賀市水ヶ江二丁目七番十六号 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人社団敬愛会 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬千二百四十番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護予防通所リハビリテーション事業所ヘルスケア水ヶ江 所在地 佐賀市水ヶ江二丁目七番十六号 サービスの種類 介護予防短期入所療養介護事業所ヘルスケア水ヶ江 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 介護予防居宅サービス事業所ヘルスケア水ヶ江 所在地 佐賀市水ヶ江二丁目七番十六号 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人社団敬愛会 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬千二百四十番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護予防通所リハビリテーション事業所ヘルスケア水ヶ江 所在地 佐賀市水ヶ江二丁目七番十六号 サービスの種類 介護予防短期入所療養介護事業所ヘルスケア水ヶ江 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

五十四

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 (三) 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲二千八十八番地
 サービスの種類 介護予防訪問介護

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 (二) 名称 社会福祉法人嬉野町社会事業助成会
 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲二千八十八番地
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

(一) 名称 デイサービスセンターうれしの
 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲二千八十八番地
 サービスの種類 介護予防通所介護

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

(一) 名称 社会福祉法人嬉野町社会事業助成会
 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲二千八十八番地
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

(一) 名称 ショートステイうれしの
 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲二千八十八番地
 サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

(一) 名称 社会福祉法人嬉野町社会事業助成会
 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲二千八十八番地
 サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

◎佐賀県告示第五百十三号
 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川 康

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 嬉野デイサービスセンター春風荘
 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲千五十五番地

サービスの種類 介護予防通所介護

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 (二) 名称 有限会社コトブキ
 所在地 杵島郡江北町大字上小田千二百六十一番地
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 (二) 名称 江北紀水苑
 所在地 杵島郡江北町大字上小田千二百六十八番地一
 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護

(一) 指定年月日 平成十八年七月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 (三) 名称 株式会社プロモーターサイクル西日本
 所在地 福岡市城南区樋井川二丁目二番二十九号
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

(一) 指定年月日 平成十八年七月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 (三) 名称 株式会社プロモーターサイクル西日本佐賀北営業所
 所在地 東松浦郡玄海町大字諸浦三百五十七番地十一
 サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

(一) 指定年月日 平成十八年八月九日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 伊万里市
 所在地 伊万里市立花町千三百五十五番地一

五十七

二 (一) 名称 伊万里市地域包括支援センター
所在地 伊万里市立花町千三百五十五番地一
指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 多久市

所在地 多久市北多久町大字小侍七番地一

(三) 事業所の名称及び所在地
名称 多久市地域包括支援センター

所在地 多久市北多久町大字小侍七番地一

三 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 武雄市

所在地 武雄市武雄町大字昭和一一番地一

(三) 事業所の名称及び所在地
名称 武雄市地域包括支援センター

所在地 武雄市武雄町大字昭和一一番地一

●佐賀県告示第五百十四号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所及び開設者の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川康

事業所名	開設者名	事業所所在地	変更年月日
新 医療法人二期会小島病院	医療法人二期会小島病院	伊万里市黒川町塩屋二〇五番地一	平成一八・三・一
旧 医療法人小島病院	医療法人小島病院	伊万里市黒川町塩屋二	平成一八・三・一
新 医療法人二期会小島病院	医療法人二期会小島病院	伊万里市黒川町塩屋二	平成一八・三・一

●佐賀県告示第五百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川康

訪問介護	サービスの種類	名 称	所 在 地	変更年月日
好日の園ホームヘルプサービス	新	鹿島市大字高津原四五五番地一	平成一八・一	平成一八・一
新	鹿島市古枝乙一〇三五番地二			
旧				

一 指定年月日 平成十八年七月一日
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

佐賀県知事 古川康

名称 株式会社エヴァ

所在地 福岡市博多区山王一丁目二番三十号

三 事業所の名称及び所在地
名称 エヴァ西九州

所在地 伊万里市二里町大里乙七十四番地一

●佐賀県告示第五百十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居

宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十八年八月九日

名 称	所 在 地	変更年月日
新		
三樹病院居宅介護支援事業所	三養基郡上峰町大字坊所二七二番地三	平成一八年八・一
		変更年月日

●佐賀県告示第五百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十八年八月九日

名 称	所 在 地	廢止年月日
新		
居宅介護支援事業者まつお	三養基郡みやき町大字東尾二二八〇番地二	平成一八年六・三〇
		廢止年月日

●佐賀県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年八月九日から平成十八年九月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 間	後 の 区 域
前	後	変更前
一般国道 三三三号	唐津市浜玉町五反田字水車二四 六八番地先から 唐津市浜玉町南山字中繩手二七 一九番地先まで	一一・三 一八・七 四二八・九
唐津市浜玉町五反田字水車二四 六八番地先から 唐津市浜玉町南山字中繩手二七 一九番地先まで		
前		メートル員
一〇・四	一一・三 一八・七 四二八・九	延長メートル

●佐賀県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年八月九日から平成十八年九月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
新		
一般国道 三三三号	唐津市浜玉町五反田字水車二四六八番地先から 唐津市浜玉町南山字中繩手二七一九番地先まで	平成一八年八・九
		供用開始の期日

●佐賀県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年八月九日から平成十八年九月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川康

佐賀県知事 古川 康

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎

出

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域				延長 メートル
	区 間	変更前	幅員 メートル	変更後	
県道 武雄福富線	杵島郡白石町大字福富字五本柳 一五九一一番一地先かい 五二四番一地先まど	後	111・〇 八・〇	111・〇 八・〇	111・〇 八・〇
	杵島郡白石町大字福富字五本柳 一五九一一番一地先かい 杵島郡白石町大字福富字廿治一 五一四番一地先まど	前	131・〇 八・〇	181・四	131・〇 八・〇

●佐賀県告示第五百一一十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年八月九日から平成十八年九月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄福富線	杵島郡白石町大字福富字五本柳一五九一一番一地先かい 杵島郡白石町大字福富字廿治一五一四番一地先まど	平成一八・八・九

○ 公 告

次のとおり制限付一般競争入札に付します。

平成18年8月9日

- (5) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得し、又はこれと同等の情報セキュリティマネージメントシステムの認証を取得していること。
- (6) 別途入札説明書に記載する要件を満たす佐賀県内又は佐賀県庁より車で

おおむね1時間半以内に到着できる適切な建物及び運用体制が整備されたインターネットデータセンター（IDC）で、ハウジングサービス（セキュリティが高い環境を低コストで提供でき、災害等にも強い建物で、必要な機器等の監視等を含めた設置環境の提供サービス）の提供ができる事。

3 入札手続きに関する事項

(1) 担当課

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県統括本部情報・業務改革課業務改革担当（県庁本館2階）

電話 0952-25-7035

FAX 0952-25-7297

E-mail jouhou-gyounmu@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

平成18年8月9日(水)から8月17日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、(1)の場所で随時交付します。

(3) 入札説明書等に対する質問書の受付等

ア 受付期間は、平成18年8月9日(水)から8月15日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、4の(1)の場所で入札説明書に定める別記様式1により、随時受け付ける。

イ 回答(質問内容含む。)は、平成18年8月16日(水)午後1時以降に4の(1)の場所の前に掲示を行う。

ウ 受付期間以外の質問は原則受け付けない。

ただし、受付期間以後において、入札を行うためにどうしても必要と判断した質問があつた場合については、入札参加資格者全てに電子メールにより回答を行う。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出

期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けることを要します。

イ 提出期限 平成18年8月17日(木)午後5時

(郵送による場合は、書留郵便とし、上記イの提出期限までに必着とします。また、封筒に「台帳管理システムに係る

設置環境提供業務資格審査書類在中」と朱書きしてください。)

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成18年8月18日(金)までに通知します。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなつたときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、業務執行が困難と見込まれるとき。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成18年8月22日(火)午前10時
(郵送の場合は、書留郵便とし、平成18年8月21日(月)午後5時までに必着とします。)

イ 場所 新行政棟4階特別会議室B(郵送の場合は3の(1)に同じ。また、封筒に「台帳管理システムに係る設置環境入札書在中」と朱書きしてください。)

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年8月22日(火)午前10時30分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟4階特別会議室B
 (8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない県職員を立ち会わせて行います。

(9) 入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第2項第1号及び第115条第3項第1号に該当するときは免除します。

(10) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(11) 入札方法に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の105を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載することとします。

(12) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であつて予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて申込みをしたもの落札者とします。
 イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとします。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ 第一回目の開札の結果、落札者がないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行いま

す。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度の入札は、後日、改めて行います。

エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行つた者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行ふことがあります。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認めるととき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としないことがあります。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。

(13) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行つた入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者
- イ 当該競争入札について不正行為を行つた者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に円の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
 カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
 キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
 ウ 第一回目の開札の結果、落札者がないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）により無効と認められる

	ものを提出した者 ケ 一人で2以上の入札をした者 コ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者 サ 代理人でその資格のないもの シ 上記に掲げるもののほか、入札の条件に違反した者
(4)	入札の撤回 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることができません。
(5)	入札又は開札の中止 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。 なお、この場合における損害は入札者の負担とします。
(6)	入札の辞退 入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出することができます。 入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。
(7)	落札の無効 落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。
4	その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。 (2) 契約書の作成の要否 要 (3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべて
	次のとおり一般競争入札に付します。 平成18年8月9日 収支等命令者 佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛 1 競争入札に付する事項 (1) 調達物品の名称及び数量 X線ビームモニターシステム 一式 (2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター (4) 納入期限 平成19年1月31日 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話 0952-25-7129

3 入札参加資格及び条件	佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟71号南会議室
(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。	(2) 期限 平成18年9月5日10時
(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できることと認められること。	8 開札の場所及び日時
(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。	(1) 場所 上記7の(1)の場所
4 入札説明書の交付及び契約条項の提示	(2) 日時 平成18年9月5日10時
(1) 期間	9 入札保証金及び契約保証金
平成18年8月25日まで	(1) 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号により免除する。
(2) 場所	(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。
5 入札者に求められる義務	10 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。
(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年8月25日16時までに上記2の部局に提出すること。	(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者 (2) 当該入札について不正行為を行った者 (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者 (4) 1人で2以上の入札をした者 (5) 代理人でその資格のないもの (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に關する条件に違反した者
6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法	11 落札者の決定の方法
(1) 場所	(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつ
上記2の部局	
(2) 期限	
平成18年9月4日17時(必着)	
(3) 提出方法	
書留郵便とすること。	
7 持参による入札書の提出の場所及び期限	
(1) 場所	

て申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（ほ場整備　担い手育成型）兵庫東部地区（伊賀屋換地区）における次の土地は、これを従前の土地とする換地を非農用地区域内に定めるべき土地として指定した。

平成18年8月9日

佐賀県知事 古川 康

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積	摘要
佐賀市 兵庫町	若宮	一本松	995-1	田	田	1,161m ² の内 434m ² 33-2-3 33-2-5 33-2-6	大字若宮 仮地番 33-2-3 33-2-5 33-2-6
佐賀市 兵庫町	若宮	三本松	1090-1	田	田	1,560m ² の内 500m ² 40-3	大字若宮 仮地番 40-3

注) 摘要欄は非農用地区域の位置

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
24	三養基郡みやき町大字中津限 字板部2758番9	平成18年 7月28日	4.00	24.15

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 禁 駛

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第4項の規定に基づき、佐賀県交通安全計画（第8次）の要旨を次のとおり公表する。

平成18年8月9日

佐賀県交通安全対策会議

会長 古川 康

- 1 計画策定の根拠
交通安全対策基本法第25条第1項の規定による。
- 2 計画の目的
国の第8次交通安全基本計画に基づき平成18年度から平成22年度までの5年間、佐賀県内における陸上交通の安全に関する方針及び諸施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものである。
- 3 計画における目標
 - (1) 道路交通の安全についての目標
平成22年までに年間の交通事故死者数を55人以下とすることを目標とする。

平成22年までに、交通事故の確実な減少を目指すものとする。

(2) 鉄道交通の安全についての目標

乗客の死者数ゼロを目指すとともに、運転事故件数の減少を目指すものとする。

(3) 踏切道における交通の安全についての目標

平成22年までに踏切事故ゼロを目指すものとする。

4 計画の概要

(1) 道路交通事故の現状と今後の見通し

ア 道路交通事故の現状

(イ) 道路交通事故の現状

県内の交通事故による死者数は、昭和46年の180人をピークに着実に減少を続けてきたが、昭和55年の82人を底に再び増加に転じた。

その後、昭和60年に74人、平成6年に71人と2度にわたり70人台を記録したが、平成7年からは5年連続して100人台で推移し、第6次の交通安全計画の最終年度に当たる平成12年は6年ぶりに92人と100人台を下回り、その後も着実な減少傾向が続き、第7次の交通安全計画の最終年度に当たる平成17年には、その目標(年間死者70人以下)を7人下回る63人に抑止して目標を達成することができた。

(ロ) 道路交通を取り巻く状況の展望

本県の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数、車両保有台数、自動車走行台キロ共に増加することが見込まれる。また、このような道路交通の量的拡大に加え、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、中でも高齢者の運転免許保有者の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる。

イ 道路交通の安全についての対策

今後の道路交通安全対策を考える視点

従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析

を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

対策の実施に当たっては、可能な限り対策ごとの目標を設定することも、その実施後において効果評価を行い、必要に応じて改善していくことも必要である。

最近及び今後の経済社会情勢や交通情勢等を踏まえると、今後対策を実施していくに当たっては、特に、次のような視点を重視して対策の推進を図っていくべきである。

(ア) 少子高齢社会への対応

諸外国と比較しても、日本は高齢者の死者の占める割合が極めて高いこと、今後も我が国の高齢化は急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。

その際には、多様な高齢者の実像を踏まえたきめ細かな総合的な交通安全対策を推進するべきであり、また、交通モードによる相違、すなわち、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築するべきである。

特に、後者については、今後、県内でも高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが喫緊の課題である。

また、高齢化の進展と同時に考えなければならないのが少子化の進展である。安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、子どもを事故から守る必要性が一層求められる。このため、子どもの安全を確保する観点から、通学路等において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する必要がある。

(イ) 歩行者の安全確保

我が国では、交通事故死者数に占める歩行者の割合が3割を超えて、歐米諸国と比較して高い割合となっている。特に、高齢者では歩行者の割合が約5割、15歳以下の子どもでは約4割を占めている。

安全で安心な社会の実現を図るために、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められている。

このような情勢等を踏まえ、人優先の考え方の下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

(イ) 県民自らの意識改革

交通行政に携わる者、交通機関にかかわる者を含め、交通社会に参加するすべての県民が、交通事故の危険性を十分認識した上で、交通事故のない社会を目指し、交通事故を起こさない、交通事故にあわないという意識を再確認すべきである。

そのためには、交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動を一層充実すべきであるが、一方的な情報提供や呼び掛けにとどまるならば、効果は限定的であり、多くの県民が自ら安全で安心な交通社会を構築していくとする前向きな意識を持つようになることが重要である。

このため、住民が身近な地域や団体において、地域の課題を認識し自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に直接かかわりしていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要であり、県や市町においても、それぞれの実情に応じて、かかる仕組みを工夫する必要がある。

(エ) ITの活用

情報社会が急速に進展する中で、安全で安心な交通社会を構築していくためには、情報を活用することが重要であり、特に情報通信技術

(IT)については、人間の認知や判断等の能力や活動を補い、また人間の不注意によるミスを打ち消し、さらには、それによる被害を最小限にとどめるなど交通安全に大きく貢献することが期待できる。

なかでも、ITを用いて人・道路・車両を一体のシステムとして構築することを通じて、①ドライバーの発見の遅れに対する情報提供等により通行の安全性を高めたり、②衝突の未然防止を図るなど車両の安全性を高めたり、③交通管制をより高度化したり、④救助・救急活動を迅速化したりといったことが可能となることから、これらの高度道路交通システム（ITS）の取組を推進する。

(2) 道路交通の安全

ア 道路交通環境の整備

今後は、これまでの対策に加え、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、子どもを事故から守り、高齢者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を一層積極的に整備するなど、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図る。

(ア) 人優先の安全・安心な歩行空間を整備する。
(イ) 道路ネットワークの整備と規格の高い道路の利用を促進する。
(ウ) 交通安全施設等整備事業を推進する。

エ 効果的な交通規制を推進する。

(オ) 地域住民等と一体となった道路交通環境を整備する。
(カ) 効果的で重点的な事故対策を推進する。
(キ) 高速自動車国道等における事故防止対策を推進する。
(ク) 高度道路交通システムを活用する。
(ケ) 円滑・快適で安全な道路交通環境を整備する。

(乙) 総合的な駐車対策を推進する。

(ア) 災害に備えた道路交通環境を整備する。

(イ) 交通安全に寄与する道路交通環境を整備する。

イ 交通安全思想の普及徹底

県民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要であり、幼児から成人に至るまで段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢者自身の交通安全意識の向上を図る。また、活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れる。さらに、関係者が互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。

(ア) 段階的かつ体系的な交通安全教育を推進する。

(イ) 効果的な交通安全教育を推進する。

(乙) 交通安全に関する普及啓発活動を推進する。

(丙) 交通安全教育指導者育成を支援する。

(丁) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動を推進する。

ウ 安全運転の確保

運転者教育等の充実に努めるほか、情報通信技術(I.T.)等を活用しつつ、道路交通に関する総合的な情報提供の充実を図る。

(ア) 運転者教育等を充実する。

(イ) 運転免許業務を改善する。

(乙) 安全運転管理を推進する。

(丙) 自動車運送事業者の安全対策を充実する。

(丁) 交通事故の防止等を図る。

(エ) 道路交通に関する情報を充実する。

車両構造に起因するとされる事故について対策を講じるとともに、人

的要因に起因するとされる事故についても、車両構造面からの対策により交通事故の未然防止を図る。

また、事故を未然に防止する予防安全対策について、先進技術の活用等により更なる充実を図るとともに、自動車の適切な保守管理を推進する。

(ア) 自動車アセスメント情報の提供等を図る。

(イ) 自動車の検査及び点検整備を充実する。

(ウ) リコール制度を充実・強化する。

(エ) 自転車の安全性を確保する。

オ 道路交通秩序の維持

交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

(ア) 交通の指導取締りの強化等を図る。

(イ) 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制を強化する。

(ウ) 暴走族対策を強化する。

カ 救助・救急活動の充実

救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。特に、救急現場等における応急手当の普及等を推進する。

(ア) 救助・救急体制を整備する。

(イ) 救急医療体制を整備する。

(乙) 救急関係機関の協力関係の確保等を図る。

(ア) 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

(イ) 犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

(ア) 自動車損害賠償保障制度の充実等を図る。

- (イ) 損害賠償の請求についての援助等を図る。
(ウ) 交通事故被害者支援を充実強化する。

- 卷之三

- ### (3) 鉄道交通の安全

鉄道事故のない社会を目指して
一たび事故が発生すると、被害

—たゞ事故が発生すると、被害が甚大となることから、各種の安全対

策を推進し、県民の鉄道に対する信頼を揺るぎないものとする。

鉄道における運転事故は、長期的には減少傾向にあるが、17年4月のJR西日本福知山線における列車脱線事故、そして、17年12月のJR東日本羽越線における列車脱線事故といった社会的にも大きな影響を与えた運転事故が発生している。

イ 鉄道交通の安全についての対策

(ア) 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

事故個別の問題を解決するとともに、過去に起きた事故等の教訓を活かして効果的な対策を講ずるべく、総合的な視点から、各種交通安全施策を推進する。

(イ) 講じようとする施策

a 鉄道交通環境を整備する。
b 鉄道の安全運行を確保する。

(4) 踏切道における交通の安全

踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進することにより踏切事故のない社会を目指す。

(ア) 踏切事故の状況

踏切道における交通安全の対策

購読料
申込先
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年八月九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

平成十八年六月十四日付け佐賀県公報号外第三号別冊中訂正

3	下から七行目 経費老人ホーム	貢 箇所 謹	正 輕費老人ホーム
---	-------------------	--------------	--------------

